

基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,290円以上 4,580円未満	$y = 0.8w$
4,580円以上11,610円以下	$y = (-3w^2 + 69,980w) / 70,300$
11,610円超 14,150円以下	$y = 0.5w$
14,150円超	$y = 7,075$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,290円以上 4,580円未満	$y = 0.8w$
4,580円以上11,610円以下	$y = (-3w^2 + 69,980w) / 70,300$
11,610円超 15,550円以下	$y = 0.5w$
15,550円超	$y = 7,775$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,290円以上 4,580円未満	$y = 0.8w$
4,580円以上10,460円以下	$\begin{cases} y = (-w^2 + 18,020w) / 16,800 \\ y = 0.05w + 4,184 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,460円超 14,860円以下	$y = 0.45w$
14,860円超	$y = 6,687$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,290円以上 4,580円未満	$y = 0.8w$
4,580円以上11,610円以下	$y = (-3w^2 + 69,980w) / 70,300$
11,610円超 12,740円以下	$y = 0.5w$
12,740円超	$y = 6,370$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

基本手当日額の計算式の根拠について

記1の基本手当の日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次により導かれる。

1 2以外の受給資格者の場合（4,580円 \leq w \leq 11,610円）

(1) 給付率（80%から50%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,580}{11,610 - 4,580} \\ &= \frac{-3w + 69,980}{70,300} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-3w + 69,980}{70,300} \times w \\ &= \frac{-3w^2 + 69,980w}{70,300} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合（4,580円 \leq w \leq 10,460円）

(1) 給付率（80%から45%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,580}{10,460 - 4,580} \\ &= \frac{-w + 18,020}{16,800} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-w + 18,020}{16,800} \times w \\ &= \frac{-w^2 + 18,020w}{16,800} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,460 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,184 \end{aligned}$$